

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 11 月 22 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

豊川市下神田町16番8号  
株式会社 ひかり水道商会  
代表取締役 阪本英嗣



072-826-5494

072-828-1281

lucky-hikari@wing.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 29 年 11 月 22 日

届出者

寝屋川市下神田町16番8号  
株式会社 ひかり水道商会  
代表取締役 阪本 英嗣



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ヒカリスドウシヨウカイ 株式会社 ひかり水道商会		
住 所	〒572-0054 大阪府寝屋川市下神田町16番8号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヨウトリシヤク カモト エイジ 代表取締役 阪本 英嗣		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) 事業者の住所	大阪府寝屋川市 下神田町16番13号	大阪府寝屋川市 下神田町16番8号	平成29年10月26日
(2) 事業所の所在地	大阪府寝屋川市 下神田町16番13号	大阪府寝屋川市 下神田町16番8号	平成29年10月26日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府寝屋川市下神田町16番8号  
株式会社ひかり水道商会

会社法人等番号	1200-01-148515	
商号	株式会社ひかり水道商会	
本店	<u>大阪府寝屋川市下神田町16番13号</u>	
	大阪府寝屋川市下神田町16番8号	平成29年10月26日移転 ----- 平成29年10月26日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和47年1月11日	
目的	1. 水道工事、衛生工事、ポンプ工事並びに修理一式 2. 管工事並びに修理一式 3. 水道施設工事並びに修理一式 4. 消防施設工事並びに修理一式 5. 土木工事業 6. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1万6000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記</div>	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。 <div style="text-align: right;">平成22年12月 8日変更 平成22年12月13日登記</div>	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>阪本正次</u>	平成22年12月8日重任 ----- 平成22年12月13日登記	
	取締役	阪本正次	平成27年12月24日重任 ----- 平成28年1月26日登記	
	<u>取締役</u>	<u>阪本英嗣</u>	平成22年12月8日重任 ----- 平成22年12月13日登記	
	取締役	阪本英嗣	平成27年12月24日重任 ----- 平成28年1月26日登記	
	<u>取締役</u>	<u>阪本康子</u>	平成22年12月8日就任 ----- 平成22年12月13日登記	
	取締役	阪本康子	平成27年12月24日重任 ----- 平成28年1月26日登記	
	<u>大阪府寝屋川市下神田町16番13号</u> <u>代表取締役</u>	<u>阪本英嗣</u>	平成22年12月8日就任 ----- 平成22年12月13日登記	
	大阪府寝屋川市下神田町16番13号 代表取締役	阪本英嗣	平成27年12月24日重任 ----- 平成28年1月26日登記	
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により		平成15年2月17日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成29年11月20日  
大阪法務局守口出張所  
登記官

金子恵幸



---

---

定 款

---

---

(商号) 株式会社ひかり水道商会

これは、当会社の定款に相違ありません

平成29年 // 月22日

寝屋川市下神田町16番8号  
株式会社 ひかり水道商会  
代表取締役 阪本英嗣



## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ひかり水道商会と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道工事、衛生工事、ポンプ工事並びに修理一式
2. 管工事並びに修理一式
3. 水道施設工事並びに修理一式
4. 消防施設工事並びに修理一式
5. 土木工事業
6. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府寝屋川市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役の機関を置く。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1万6000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑もしくは署名を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(募集株式の発行等)

第13条 募集株式の発行等に必要事項の決定は、定款第18条第2項に定める株主総会の決議によってする。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く他、代表取締役社長が招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

#### (招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (株主総会の開催地)

第16条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

#### (議長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

#### (決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。



(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(資格)

第23条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第24条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。  
③ 取締役の解任は、定款第18条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第26条 当会社の代表取締役は、株主総会において選任する。ただし、取締役が1名の場合は取締役をもって代表取締役とする。

- ② 代表取締役は、社長とし会社の業務を統轄する。

(報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日迄とする。

(剰余金の配当)

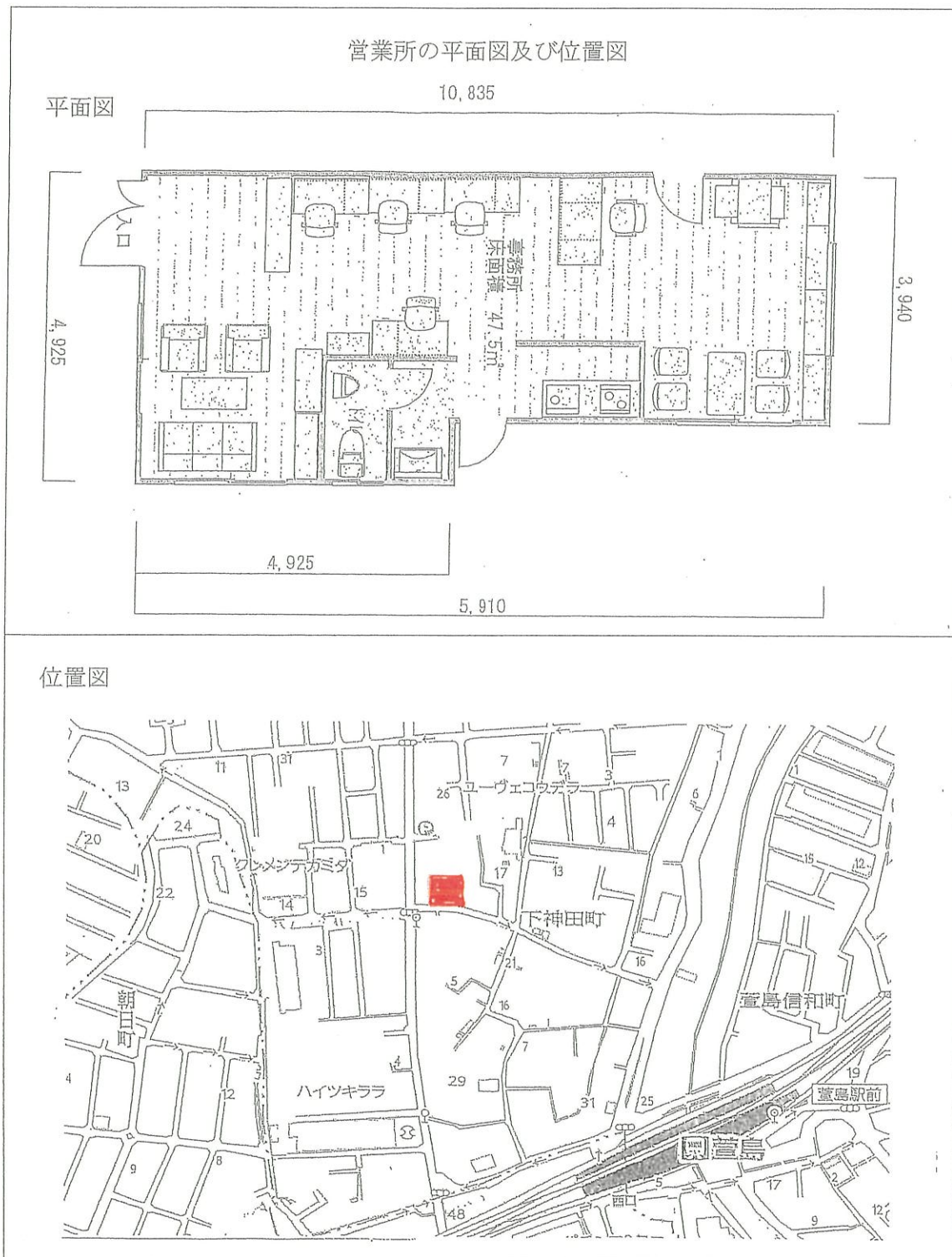
第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第30条 剰余金の配当及び中間配当は、支払の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

以上

第2号様式



- ※ 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態のわかるもの。  
 2 平面図は、間口及び奥行きの寸法、机の配置状況等を記入すること。  
 3 位置図は、最寄りの駅等、主な目標を入れ、わかりやすく記入すること。

営業所の写真

